

保護者・地域の皆様へ

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来ではケンカや「お互い様」と捉えていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和7年度の本校の「いじめの認知件数」について

(令和7年11月末現在)

いじめは「のぞきこまないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

令和7年度の本校のいじめの認知件数は増加傾向です。
引き続き「いじめ見逃しぜロ」をめざし、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。教職員・児童・保護者・地域と連携を図り、「いじめを行ってはならない」「いじめを許してはならない」という気持ちを育んでいきます。

お子様のことで何か心配事がありましたら、ぜひ学級担任や学校に相談してください。学校全体で情報を共有し、学校いじめ対策委員会を中心にして組織的に対応していきます。